

CDN サービス提供者に著作権侵害の幫助行為による損害賠償責任を認めた事例 (東京地判令和 7 年 11 月 19 日)

IP ニュースレター

2026 年 2 月 20 日号

執筆者:

[須河内 隆裕](#)t.sugauchi@nishimura.com[秋田 慧一郎](#)k.akita@nishimura.com

本稿では、いわゆる海賊版サイトの運営者に、コンテンツ・デリバリー・ネットワークサービス（以下「CDN サービス」という。）を提供していた米国法人である Cloudflare, Inc.（以下「被告」という。）が、株式会社 KADOKAWA、株式会社講談社、株式会社集英社及び株式会社小学館の出版社 4 社（総称して、以下「原告ら」という。）に対して損害賠償責任を負うことを認めた東京地判令和 7 年 11 月 19 日裁判所ウェブサイト（令和 4 年（ワ）第 2388 号）（以下「本件訴訟」といい、判決文につき言及する際は「本判決」という。）につき解説する。

I 事案の概要と争点

1. 事案の概要

本件訴訟は、漫画作品の著作権¹を著者から設定されていた原告らが、原告らの許諾を得ずに当該漫画作品（以下「本件各著作物」という。）を掲載している海賊版サイト（以下「本件ウェブサイト」といい、その運営者を「本件運営者」という。）において、被告が提供する CDN サービス（以下「被告サービス」という。）を利用して本件各著作物の複製データ等がエンドユーザに対し送信されていたことを理由として、被告に対して、著作権侵害に基づく損害賠償請求を請求した事案である。

CDN サービスとは、インターネット上にキャッシュサーバを分散配置し、エンドユーザに近い経路にあるキャッシュサーバから、画像や動画などのウェブコンテンツのキャッシュデータをオリジナルのウェブサーバ（以下「オリジンサーバ」という。）に代わって配信する仕組みであり、被告は、東京や大阪等の世界各国にサーバ（以下「被告サーバ」という。）を設置して、CDN サービスを展開している。

本件ウェブサイトにおいてエンドユーザから本件各著作物へのアクセス要求が寄せられた場合に、本件各著作物がエンドユーザに送信される形式としては、①本件ウェブサイトのサーバ（以下「本件オリジンサーバ」という。）に記録された本件各著作物の複製データ（以下「本件コンテンツ」という。）を、被告サーバを介してエンドユーザに送信する形式（以下「ホスト型配信」という。）と、②ホスト型配信がされる際に被告サーバに本件コンテンツがキャッシュデータとして記録されており（以下「本件キャッシュデータ」という。）、これをエンドユーザに送信する形式（以下「キャッシュ型配信」という。）とが存在する。

この被告サービスの提供が、原告らの著作権を侵害する不法行為を構成するとして、損害賠償請求がなされ

¹ 著作権法 79 条 1 項。本判決第 2 の 1 (2) アでは、「電磁的に記録媒体に記録された著作物の複製物を用いて公衆送信を行う権利を含む」とされている。

たのが本件訴訟である。

なお、原告らは、本件訴訟に先立ち、被告に対し、米国ミレニアム著作権法第 17 編 512 条に基づく著作権侵害通知（以下、同条に基づく通知を「DMCA 通知」といい、原告らの上記通知を「本件通知」と総称する。）を送付していた。

2. 争点

本件訴訟において争点として整理されたのは以下の項目である。

(1) 争点 1 国際裁判管轄の有無

(2) 争点 2 不法行為の成否

原告らは、被告の行為につき不法行為責任が認められるとの主張につき、被告が出版権侵害行為の直接の行為者であるとする主位的請求（民法 709 条）と、被告が出版権侵害行為の幫助者であるとする予備的請求（同法 719 条 2 項）を主張した。

ア 主位的請求における争点

争点 2-1 被告が公衆送信の主体に当たるか

イ 予備的請求における争点

争点 2-2 関係役務提供者として被告の損害賠償責任が制限されないか

争点 2-3 被告が本件運営者による原告らの出版権の侵害を幫助したか

ウ 両請求に共通する争点

争点 2-4 本件キャッシュデータの自動公衆送信が電子計算機における著作物の利用に付随する利用として著作物を利用できる場合に当たるか

(3) 争点 3 原告らの損害の発生及びその額

II 本判決の概要

1. 争点 1 国際裁判管轄の有無

本件訴訟では、日本の裁判所に国際裁判管轄（民事訴訟法 3 条の 3）が認められるかどうか問題となった。

(1) 当事者の主張

原告らは、民事訴訟法 3 条の 3 第 5 号²（日本において事業を行う者に対する訴え）又は同条 8 号³（不法行為に関する訴え）に基づく国際裁判管轄が認められると主張した。

同条 5 号につき、原告らは、被告サーバが東京と大阪に設置されていたことから、被告が「日本において事業を行う者」に該当すると主張した。一方、被告は、被告サーバは営業所や事業所等の事業活動の物理的拠点ではなく、設備にすぎないと反論した。

同条 8 号につき、原告らは、被告サーバが日本国内に所在し、本件各著作物の複製データを受領するエンドユーザも日本国内に所在することから、加害行為地と結果発生地がいずれも日本にあると主張した。一方、被告は、日本国内に所在するエンドユーザが必ずしも日本にある被告サーバから受信するとは限らないと反論した。

(2) 裁判所の判断

本判決では、民事訴訟法 3 条の 3 第 8 号に基づき、不法行為の結果発生地が日本国内にあることを理由に日本の裁判所に国際裁判管轄があることが認められた。

東京地裁は、同条 8 号に基づく国際裁判管轄を肯定するためには、「原則として、被告が日本国内でした行為により原告の権利利益について損害が生じたか、被告がした行為により原告の権利利益について日本国内で損害が生じたとの客観的事実関係が証明されれば足りると解するのが相当である⁴」としたうえで、本件では、日本国内のエンドユーザに対する自動公衆送信によって、原告らの著作権侵害が生じており、日本国内で損害が生じたと認定できることから、**不法行為の結果発生地が日本国内**であり、日本の裁判所に国際裁判管轄があると判断した。

2. 争点 2-1 被告が公衆送信の主体に当たるか

上記のとおり、原告らは、主位的には、被告が著作権侵害行為を行っている主体に当たると主張したため、被告自身が公衆送信行為を行ったといえるかが問題となった。

(1) 当事者の主張

原告らは、本件オリジンサーバは、被告サーバのみに本件各著作物の複製データを送信しているため、本件オリジンサーバからの送信は公衆送信には該当せず、被告サーバがエンドユーザに対して公衆送信を自動的に行っていたと主張した。

また、原告らは、本件運営者が被告サーバへの入力行為及び被告サーバの記録媒体への記録行為に関与していなかったこと、被告が本件運営者から対価を得ていたこと、被告サービスが本件ウェブサイトの運営に不可欠であったこと、本件通知の受領後にも被告サービスの提供を停止しなかったことを理由に、本件通知の受領後は被告が公衆送信の主体であったと主張した。

一方、被告は、本件運営者が、被告サーバに自動的に本件各著作物の複製データが入力される状態を作り出

² 当該訴えがその者の日本における業務に関するものであるとき。

³ 不法行為があった地が日本国内にあるとき（外国で行われた加害行為の結果が日本国内で発生した場合において、日本国内におけるその結果の発生が通常予見することのできないものであったときを除く。）。

⁴ 最判平成 13 年 6 月 8 日民集 55 卷 4 号 727 頁〔ウルトラマン事件〕

したのであって、被告の送信行為は受動的なものであるとして、被告は公衆送信の主体に当たらないと反論した。

また、被告は、本件運営者は、被告サービスを利用せずに本件ウェブサイトからの配信を行うことができたことを理由として、被告サービスが本件ウェブサイトの運営に不可欠であったとはいえないと主張した。

(2) 裁判所の判断

本判決では、以下の理由から、被告が公衆送信の主体に当たるとは認められなかった。

東京地裁は、自動公衆送信の主体については、まねき TV 事件最高裁判決⁵の規範を踏襲して「自動公衆送信が、装置に入力される情報を受信者からの求めに応じ自動的に送信する機能を有する装置の使用を前提としていることに鑑みると、当該装置が受信者からの求めに応じ情報を自動的に送信することができる状態を作り出す行為を行う者と解するのが相当である。そして、当該装置が公衆の用に供されている電気通信回線に接続しており、これに継続的に情報が入力されている場合には、当該装置に情報を入力する者が送信の主体であり、また、公衆の用に供されている電気通信回線に接続している当該装置の公衆送信用記録媒体に情報が記録されている場合には、当該記録媒体に情報を記録する者が送信の主体であるものと解される」として、本件訴訟の事実関係においては、**ホスト型配信においては被告サーバへの入力をする者、キャッシュ型配信においては被告サーバの記録媒体に記録をする者が、自動公衆送信の主体であると**判示した。

そのうえで、ホスト型配信においては、被告サーバへの入力は、本件運営者が、被告サービスの利用に際し、本件各著作物の複製データを本件オリジンサーバに記録し、本件オリジンサーバから被告サーバに自動送信することにより入力されるという形で行われていると認定されることから、**本件運営者が被告サーバへの入力を行った**と認められた。

また、キャッシュ型配信においては、被告サーバの記録媒体への記録は、ホスト型配信を行った際に被告サーバに自動的に行われるものであり、被告サーバへの入力は上記のとおり本件運営者により行われていると認定されることから、**本件運営者が被告サーバの記録媒体への記録を行った**と判断された。

したがって、被告が著作権侵害行為の主体であることを前提とする原告らの主位的請求は棄却された⁶。

3. 争点 2-2 関係役務提供者として被告の損害賠償責任が制限されないか

次に、特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律（以下「情報流通プラットフォーム対処法」という。）3条1項により、「関係役務提供者」である被告の損害賠償責任が制限されるかが問題となった。

本件訴訟では、被告が「関係役務提供者」に該当することには争いがなく、情報流通プラットフォーム対処法3条1項柱書⁷本文及び同項2号⁸（それぞれ以下「柱書要件」及び「2号要件」という。）に該当すると

⁵ 最判平成23年1月18日民集65巻1号121頁〔まねきTV事件〕

⁶ 原告らによる、被告が本件通知を受領した後は被告が公衆送信の主体になるとの主張については、被告サーバにおける仕組みに照らせば、本件通知の有無によって結論が左右されるものではないとして退けている。

⁷ 「権利を侵害した情報の不特定の者に対する送信を防止する措置を講ずることが技術的に可能な場合」

⁸ 「当該関係役務提供者が、当該特定電気通信による情報の流通を知っていた場合であって、当該特定電気通信による情報の流通によって他人の権利が侵害されていることを知ることができたと認めるに足りる相当の理由があるとき。」

して、被告の損害賠償責任が制限されないと認められるかが争われた。

(1) 当事者の主張

2号要件につき、原告らは、本件通知により被告に対し本件ウェブサイトによる著作権の侵害を通知したこと、本件ウェブサイトは閲覧すれば海賊版サイトであることが理解できることから、被告は原告らの出版権が侵害されていることを知ることができたと主張した。また、被告が本件運営者の正確な身元情報を把握していれば、出版権侵害に被告サービスが利用されていないかを確認することができたと主張した。

一方、被告は、本件通知が DMCA 通知の法的な記載要件をみたしていなかったこと、本件ウェブサイトが海賊版サイトであることを閲覧して理解することは困難であることから、原告らの出版権が侵害されていることを知ることができたと認められないと反論した。

柱書要件につき、原告らは、被告サーバからの本件各著作物の複製データの配信につき、ホスト型配信及びキャッシュ型配信のいずれにおいても被告サービスの提供を停止することが技術的に可能であり、少なくとも、本件キャッシュデータの送信を防止するための消去やキャッシュ機能の停止措置をとることが技術的に可能であると主張した。

一方、被告は、原告の主張するとおりに被告サービス等を停止することは、過度に広範な措置であり正当化できないと反論するとともに、被告がこれらの停止措置をとったとしても、本件運営者は被告サービスを利用せずとも、エンドユーザに対する配信を行うことができたことを理由に、柱書要件を充足しないと反論した。

(2) 裁判所の判断

本判決では、以下の理由から、被告につき柱書要件及び 2号要件ともに充足することが認められて、情報流通プラットフォーム対処法 3条 1項の適用により、被告の損害賠償責任は制限されないと判断された。

まず、2号要件につき、裁判所は、本件通知の記載は、本件各著作物に係る著作権侵害を通知するものであると理解することができること⁹、本件通知内に本件ウェブサイトの URL が記載され、被告は本件ウェブサイトへアクセスできたこと、本件ウェブサイト上には 4000 タイトル以上のコンテンツが無料で配信されており、無料の海賊版であることを示す「Raw-Free」との記載があることを確認でき、本件ウェブサイトのドメイン名の透かしが挿入されていることを認定した。そのうえで、「通常、これほど多数のタイトルの漫画の複製データが全てのエンドユーザに対して無料で配信されることは考え難いから、上記記載や透かしと相まって、本件各ウェブサイトがいわゆる海賊版サイトであることは一見して明らかであったといえる」として、被告が、被告サービスを利用する本件ウェブサイトにより、他人の著作権法上の権利が侵害されていることを知ることができたと客観的に考えられるとして、2号要件をみたすと判断した。

次に、柱書要件につき、裁判所は、情報流通プラットフォーム対処法 3条 1項による責任制限の趣旨が、①他人の権利を侵害する情報に対して、関係役務提供者が責任を負う範囲を明確化することにより適切な対応

⁹ 本件通知が法定の記載要件を備えていないという不正確性を指摘する被告の反論に対し、裁判所は、本件通知の記載をもってしても著作権侵害に係る通知であることは理解でき、「本件通知の信用性を揺るがすような不備であるとはいえない」とした。また、原告らと被告の先行する合意に基づく問題解決の枠組みから外れた対応であったという指摘に対しては、当該合意において、同枠組み外での解決を図ることを明示的に許容していたことが認められるとして退けている。

を促すことと、②送信防止措置が過度にいたり、発信者の表現の自由を不当に制限することを抑止することにあることを確認したうえで、関係役務提供者に求められる送信防止措置は、「**特定電気通信による情報の流通による権利の侵害を防止するために必要な限度において、関係役務提供者が当該措置を講ずることが技術的に可能なものを指す**」（下線は執筆者による。）と判示した。

そのうえで、被告サービスの提供を停止すれば本件各著作物以外のコンテンツも被告サービスを通じた配信が停止される点については、海賊版サイトでは、多くのコンテンツが配信されていることにより多くのアクセスを集め、その結果、各コンテンツ単体での配信よりもアクセス数が増加するという関係にあることを指摘し、「本件コンテンツ以外のコンテンツの配信は本件コンテンツの配信による著作権の侵害を助長するものであり、それらのコンテンツについて被告サービスを通じた配信を停止することになったとしても、まったく無関係な情報の配信を停止するものとはとはいえない」とした。

また、上記の趣旨②に対応する形で、本件運営者は被告サービスを利用せずに本件オリジンサーバからの配信を行うことができることを理由に、被告サービスの提供の停止により本件運営者の表現の自由を不当に制限するものではないとした。

これらの事情により、被告サービスの提供の停止は、原告らの著作権の侵害を防止するために**必要な限度の措置**であったと認められるとして、柱書要件をみたすと判断した。

4. 争点 2-3 被告が本件運営者による原告らの著作権の侵害を幫助したか

被告が直接に著作権侵害行為を行っていない場合であっても、被告の行為が幫助行為に該当する場合には、その損害を賠償する責任を負うため（民法 719 条 2 項）、被告が原告らの著作権の侵害を幫助したと認められるか、及び被告に過失が認められるかが問題となった。

(1) 当事者の主張

被告の行為が著作権侵害の幫助行為に該当するかにつき、原告らは、被告サービスのリバースプロキシ¹⁰により本件オリジンサーバの IP アドレスが匿名化される点、被告サービスの利用契約時に契約者の身元を確認しない運用により、本件運営者の身元が特定できなくなっている点、キャッシュサービスにより、本件オリジンサーバのみから配信するよりも多量のコンテンツを効率的に送信できるようにした点から、本件運営者による著作権侵害行為を物理的及び心理的に容易にするものであると主張した。

一方、被告は、被告サーバは、本件オリジンサーバからエンドユーザに対して情報を伝達するにすぎず、本件運営者による侵害行為の幫助には該当しないと反論した。

被告の過失が認められるかにつき、原告らは、本件通知の受領により、被告サービスの提供が侵害行為を容易にしていることを認識できたこと、被告サービスの提供の停止により、原告らの著作権が侵害される結果を回避することができたこと、そのため被告は被告サービスを停止する義務を負うところ、被告はこれを怠ったことから、過失が認められると主張した。

一方、被告は、前記争点 2-2 における主張と同様に、本件通知が DMCA 通知の法的な記載要件をみたしてい

¹⁰ オリジンサーバとインターネットとの間に設置されることで、オリジンサーバに対するコンテンツの配信のリクエストを集約するもので、コンテンツ配信を効率化するとともに、エンドユーザからはリバースプロキシサーバの IP アドレスまでのみしか把握できないため、オリジンサーバの IP アドレスを匿名化することができる。（[Cloudflare「リバースプロキシとは？プロキシサーバーとは？」](#)（2026年2月12日最終閲覧））

なかったこと、本件ウェブサイトが海賊版サイトであることを閲覧して理解することは困難であり、原告らの著作権が侵害されていることを知ることができたとは認められないこと等は、被告に過失があることは否定される方向で考慮されると反論した。また、被告による結果回避可能性がないとすれば、被告において義務違反としての過失は認められないところ、被告サービスの提供を停止したとしても、本件運営者は本件オリジンサーバからエンドユーザに対する配信を行うことができるため、被告に過失は認められないと反論した。

(2) 裁判所の判断

裁判所は、被告の行為が著作権侵害の幫助行為に該当することを認めた。

幫助行為に該当するかにつき、裁判所は、キャッシュヒット率が 95～99%である被告サービス¹¹により、本件オリジンサーバの負荷の分散の程度は大きく、本件運営者による配信を効率化していたことに加え、被告サービスがリバースプロキシであって、本件オリジンサーバの IP アドレスの特定を困難にするという匿名性を与えるとともに、利用契約を締結する際に何らの本人確認手続が行われなかったことにより、法的な開示手続がとられた場合でも権利行使を受けるおそれがないという強度な匿名性を確保されていた状態であることを認定した。したがって、被告が被告サービスを提供することにより、本件運営者が、強度な匿名性を確保したうえで効率的な配信を行うことができる状況をもたらしたと言えることから、本件運営者による原告らの著作権の侵害を容易にしたと認め、幫助行為に該当すると判断した。

被告の過失が認められるかにつき、裁判所は、本件通知により著作権法上の権利が侵害されていることを知ることができ、被告サービスの提供の停止によって、原告らの著作権の侵害を回避することが可能であったから、本件通知の受領から 1 か月を経過した時点から、被告サービスの提供を停止する義務を負うところ¹²、これを怠ったとして、本件運営者による原告らの著作権の侵害を過失により幫助したと認められると判断した。

本件通知が DMCA 通知の法的記載要件を欠くとの被告の主張については、当該記載要件の趣旨は、侵害コンテンツの削除を対象とするとのことであるが、本件で被告に求められるのは被告サービスの提供停止であり、本件オリジンサーバ又は本件キャッシュデータとしての本件各著作物の複製データの削除を対象とするものではないため、反論として妥当しないとして退けられている。

5. 争点 2-4 本件キャッシュデータの自動公衆送信が電子計算機における著作物の利用に付随する利用として著作物を利用できる場合に当たるか

キャッシュ型配信において被告サーバに記録された本件キャッシュデータをエンドユーザに送信する行為につき、権利制限規定である著作権法 47 条の 4 第 1 項¹³に規定する電子計算機における著作物の利用に付随

¹¹ [Cloudflare「キャッシュヒット率とは？」](#)（2026年2月12日最終閲覧）

¹² 被告は、争点 2-3 における主張と同様に、被告サービスを停止することは過度に広範であり採りえない手段であるから、結果回避可能性が認められないとの趣旨の反論も行っていたが、この点は争点 2-3 にて、被告サービスの提供の停止が過度に広範な停止措置であるとは認められず、侵害を回避するための措置として必要な限度と認められる旨の判断が示されている。

¹³ 同法 86 条 1 項により著作権の場合に準用

する行為に該当するか問題となった。

(1) 当事者の主張

被告は、キャッシュ型配信における本件キャッシュデータの送信は、著作権法 47 条の 4 第 1 項 2 号¹⁴又は同項柱書本文¹⁵に規定する場合に該当するとして、著作権侵害は成立しないと主張した。

被告は、ホスト型配信とキャッシュ型配信とが不可分一体であるとして、被告サーバは、本件オリジンサーバとエンドユーザの間の自動公衆送信を中継し、キャッシュ型配信によるエンドユーザへの送信を効率的に行うためのものであるから、被告サーバにおけるキャッシュ型配信のための本件キャッシュデータの記録は、同項 2 号に該当するとして、この「記録」に際して行われる自動公衆送信である、キャッシュ型配信におけるエンドユーザに対する本件キャッシュデータの配信も権利制限の対象になると主張した。また、同項 2 号による権利制限の対象にならない場合でも、フォワードプロキシサーバが同項 2 号の適用される典型例とされており¹⁶、被告サーバが同様の機能を有することを理由として、同項柱書本文により、権利制限の対象となると主張した。

一方、原告は、被告サーバのもつ機能はフォワードプロキシサーバと異なること、キャッシュ型配信によって本件キャッシュデータを受信したエンドユーザは本件各著作物を閲読できることから、著作物の主たる利用であり、「付随する利用」には該当しないとして、同項 2 号及び同項柱書本文に該当せず、権利制限の対象にならないと反論した。

また、「著作権者の利益を不当に害する」場合（同項柱書ただし書き）に該当するかにつき、原告らは、原告らが商業的に配信を行っている利用市場と衝突するものであるから、として、同項柱書ただし書きに該当すると主張した。一方、被告は、本件ウェブサイトにおける利用に係る対価は、本件運営者から回収すべきであるとして、これに該当しないと反論した。

(2) 裁判所の判断

裁判所は、以下の理由から、著作権法 47 条の 4 第 1 項の適用は認められないと判断した。

裁判所は、被告サーバに本件キャッシュデータを記録することについては、本件オリジンサーバからエンドユーザへの自動公衆送信を**中継するための送信**であり、同じコンテンツのアクセス要求がされた際に再度のオリジンサーバへのアクセスを不要とするもので、**送信を効率的に行うための記録**があると認められるものの、被告サーバへの本件キャッシュデータへの記録は本件運営者によって行われていると認められることから、被告が同項 2 号の「**自動公衆送信装置を他人の自動公衆送信の用に供することを業として行う者**」には該当せず、被告に対して同項 2 号の適用は認められないものの、送信の効率化のために行われる本件キャッ

¹⁴ 「自動公衆送信装置を他人の自動公衆送信の用に供することを業として行う者が、当該他人の自動公衆送信の遅滞若しくは障害を防止し、又は送信可能化された著作物の自動公衆送信を中継するための送信を効率的に行うために、これらの自動公衆送信のために送信可能化された著作物を記録媒体に記録する場合」

¹⁵ 同項各号に掲げる場合と同様に「当該著作物の電子計算機における利用を円滑又は効率的に行うために当該電子計算機における利用に付随する利用に供することを目的とする場合」

¹⁶ [文化庁著作権課「デジタル化・ネットワーク化の進展に対応した柔軟な権利制限規定に関する基本的な考え方（著作権法第 30 条の 4、第 47 条の 4 及び第 47 条の 5 関係）」（2019 年）15 頁（問 19）](#)

シュデータの記録について、**著作権者に独立した対価回収の機会を与える必要はない**¹⁷と考えられることから、同項柱書本文による権利制限の対象となることを認めた。

しかし、「**当該電子計算機における利用に付随する利用に供すること**」につき、キャッシュ型配信における本件キャッシュデータの自動公衆送信は、被告サーバへの本件キャッシュデータの記録に際して行われるものとは認められないと判断した。キャッシュ型配信においては、エンドユーザからの要求に対応する本件各著作物の複製データが、被告サーバに本件キャッシュデータとして記録されている状態であるときに、本件キャッシュデータが自動公衆送信される仕組みになっており、本件キャッシュデータの記録が行われる段階（本件オリジンサーバから被告サーバに送信される段階）において、本件キャッシュデータの自動公衆送信が行われるわけではないため、記録に「**付随する利用**」とは認められない。また、実質的にも、本件キャッシュデータの自動公衆送信は、本件各著作物がエンドユーザによって閲読できる状態を作出するものであり、独立した著作物の利用行為として、著作権者に対価回収機会を与える必要がないとはいえないと判示された。

また、裁判所は、「念のために」としつつ、著作権法 47 条の 4 第 1 項ただし書き「著作権者の利益を不当に害することとなる場合」に該当する旨を判断した。原告らに対する出版権の設定は、原告らによる有償の電子配信を目的としていたこと、本件キャッシュデータの自動公衆送信により本件各著作物が無償で閲読される状態にあったこと、被告サービスにおいて本人確認手続が何ら行われていないことにより、本件運営者から対価を回収することが実質上不可能な状況下で行われたと認められることを理由に、同項ただし書きに該当することを認めた。

6. 争点 3 原告らの損害の発生及びその額

原告らが出版権を有する作品が、被告サービスの提供により本件ウェブサイトに掲載されることになった損害額として使用料相当額（著作権法 114 条 3 項）の算定に加え、被告の寄与は限定的であること等を理由とする減額が認められるかが問題となった。

(1) 当事者の主張

損害額につき、原告は、著作権法 114 条 3 項に基づき、本件ウェブサイトにおける本件各著作物の閲覧話数に、1 話あたりの使用料相当額を乗じることにより、損害額が算出されると主張した。

本件各著作物の 1 話あたりの使用料相当額につき、原告らは、本件各著作物の配信料を下回る価額で本件ウェブサイトのような海賊版サイトに配信を許諾することはあり得ないことから、配信料の価額が使用料相当額と認められるべきであると主張した。一方、被告は、本件各著作物の過去の使用許諾契約における使用料相当率を算出し、原告の主張する配信額よりも低い割合で使用料率が認められるべきと反論した。また、被告は、原告らが無料で配信している話は使用料相当額を 0 円とすべきであること、本件著作物の著作権者に支払うべき使用料を控除すべきことを主張し、これに対し原告らは、無料配信は宣伝広告のためであること、著作権使用料を控除することは被告に対しこれが留保されることになり不当であることを反論した。

¹⁷ 著作権法 47 条の 4 第 1 項の趣旨は、「主たる著作物の利用行為に付随する利用行為について著作権者に独立した対価回収機会を与える必要がないとの趣旨」である（松田政行編『著作権法コンメンタル別冊平成 30 年・令和 2 年改正解説』（2022 年、勁草書房）44 頁〔澤田将史執筆部分〕）。

本件ウェブサイトにおける本件各著作物の閲覧話数につき、原告は、損害算定の基礎となる期間に閲覧された全てのコンテンツの話数を、本件ウェブサイトの1アクセス当たりの平均滞在時間と、単行本1冊を読むのに要する時間、漫画1冊の掲載話数をもとに計算し、本件ウェブサイトに掲載されていた漫画の話数のうち、原告らの本件各著作物が占める割合を算出して主張した。一方、被告は、原告らが上記の計算に用いた実数を否認して争うとともに、同じ漫画の読み返しをしていることを考慮して計算するべきであると主張しており、原告はこれを考慮する必要はないと反論した。

また、被告は、被告サービスにおけるキャッシュヒット率が100%ではないこと、被告に故意又は重過失は認められないこと、本件ウェブサイトの構築及び運営に関与しているわけではないことから、原告らの著作権侵害に対する被告の寄与は限定的であることを考慮して、損害額を減額すべきことを主張した。一方、原告は、被告による上記主張に対し、キャッシュヒット率は損害の算定にあたり考慮すべき事情ではなく、99%を上回っていたことからすれば、減額が認められるものではない旨と、故意又は重過失がないことは減額を認めるべき事由にならない旨、著作権侵害に関する被告の寄与の程度は、被告と本件運営者との間の求償関係において考慮すべき事情であり、損害額の減額において考慮すべき事情ではない旨を指摘して、反論した。

(2) 裁判所の判断

裁判所は、1話あたりの使用料相当額につき、原告らの主張する配信料に80%を乗じた金額と認められると判断した。原告らの過去の使用許諾契約における使用料率¹⁸が最大でも70%程度であると認定され、電子書籍ストアでの配信に係る価格構造、侵害があること及びその侵害の態様も考慮にいれて、80%と認定した。本件ウェブサイトにおける本件各著作物の閲覧話数につき、1アクセス当たりの閲覧話数は5話と認められると認定した¹⁹うえで損害期間の閲覧話数を算出し、読み返しのためのアクセスが一般的に行われていることを認定のうえ、これを考慮して、損害算定の基礎とする閲覧話数は、8割を乗じると認めるのが相当であると判断した。

したがって、裁判所は、上記の計算に基づく限度で、原告らの予備的請求に係る請求を認容し、その余の請求を棄却した。

III 実務上の意義

出版社等から構成される一般社団法人ABJの調査結果（2025年10月17日）によると、漫画等の出版物を無断で掲載している海賊版サイトにおける「ただ読み」の被害額は、年間約8兆5000億円に上るとのことであり²⁰、海賊版サイトの存在は出版業界をはじめとするコンテンツ業界にとって重大な問題である。海賊版サイトを巡っては、大きな被害が生じているにもかかわらず、海賊版サイトの運営者の特定が困難であること等を理由として、抜本的な対策を講じることが困難であるという事情がある。そのような状況の下で、海賊版サイトの運営者以外に周辺サービス等を提供する者に対して権利行使をする事例がある。例えば、東

¹⁸ なお、有価証券報告書に基づく推計であり、原告らは自らの使用許諾料に関する証拠は提出していないとのことである。

¹⁹ 計算に用いられた実数は、漫画の単行本1冊を読むのに要する時間を除けば原告らの主張のとおりであり、原告らがこれを約20-30分であると主張していたのに対し、裁判所は、これを平均45分であると認定した。

²⁰ 日本経済新聞「[海賊版サイトでの『ただ読み』被害8.5兆円 世界で調査](#)」（2025年10月29日）

京地判令和3年12月21日裁判所ウェブサイト〔漫画村広告事件〕では、海賊版サイトに広告を出稿する行為について、「その構造上、本件ウェブサイトを運営するための上記経費となるほとんど唯一の資金源を提供することによって、原告漫画を含め、本件ウェブサイトに掲載されている漫画の多くを、著作権者の許諾を得ずに無断で掲載するという本件ウェブサイトの運営者の行為、すなわち、原告漫画の公衆送信権の侵害行為を補助しあるいは容易ならしめる行為（幫助行為）といえる」と判断されて、海賊版サイトに広告を出稿していた企業に対する損害賠償請求が認められた²¹。本件は、海賊版サイトの運営に用いられることが多いCDNサービスの提供が、具体的な事実関係の下で、海賊版サイトによる著作権侵害の幫助行為に該当すると判断したものであり、実務上重要であると考えられる。

本判決の争点は多岐にわたるが、著作権法との関係では、①被告が直接の行為主体に該当するかという点（争点 2-1）、②被告が海賊版サイトの運営者による権利侵害行為を幫助したかという点（争点 2-3）と③キャッシュデータの送信が著作権法 47 条の 4 第 1 項に定める付随利用に当たるかという点（争点 2-4）が争点となった。

まず、上記①については、自動公衆送信の主体をどのように解釈するべきかが争われた前例として、本判決でも援用された最判平成 23 年 1 月 18 日民集 65 卷 1 号 121 頁〔まねき TV 事件〕がある。本判決は、このまねき TV 事件最高裁判決における規範を踏襲したうえで、「…記録媒体に情報を記録する者」は被告ではなく本件運営者であったと認定した。原告らは、被告が被告サーバを調達、維持及び管理していたことや、被告が被告サービスを提供することで本件運営者から対価を得ていたこと等、規範的な侵害主体は被告であることを主張したが、裁判所は、「被告サーバにおける本件コンテンツの入力及び本件キャッシュデータの記録の仕組みに照らして、被告サーバに本件コンテンツを入力した行為及び記録媒体に本件キャッシュデータを記録した行為の主体が本件運営者というべきであるのは、前記…説示のとおり」として、これらの個別事情には大きく踏み込むことなく、当該主張を認めなかった。

次に、上記②との関係で、民法 719 条 2 項の「幫助」とは、違反行為の補助的行為をいうと解されており²²、かかる解釈によれば、幅広い行為が幫助行為に含まれ得ることになる。この点、これまでに、著作権侵害の幫助行為を理由とする責任が認められた事例として、上記の漫画村広告事件の他に、カラオケ機器のリース事業者の責任を認めた最判平成 13 年 3 月 2 日民集 55 卷 2 号 185 頁〔ビデオメイツ事件〕²³及び大阪地判平成 15 年 2 月 13 日判時 1842 号 120 頁〔ヒットワン事件〕等があげられるが、著作権侵害の幫助行為を理由とする損害賠償責任を認めた判決は豊富にあるとはいいがたく、本判決は、著作権侵害の幫助に当たる行為を示した判断の一つとして実務上重要であると考えられる。上記のビデオメイツ事件においては、(i) カラオケ装置が、著作権者の許諾がない限り、著作権侵害を生じさせる蓋然性の高い装置ということができ、(ii) カラオケ装置のリース業者は、このように著作権侵害の蓋然性の高いカラオケ装置を賃貸に供することによって営業上の利益を得ているものであること、(iii) カラオケ装置のリース業者は、使用許諾契約を締結等したか否かを容易に確認することができ、これによって著作権侵害回避のための措置を講ずることが可能であること等を理由に、カラオケ装置のリース業者は、リース契約の相手方が著作権者との間で著作物使用許諾契約を締結等したことを確認したうえでカラオケ装置を引き渡すべき条理上の注意義務を負うと判断して、結論として損害賠償責任を認めたものである。本判決では、言うまでもなく、CDN

²¹ 被告らは控訴したものの、知財高判令和 4 年 6 月 29 日裁判所ウェブサイトにおいて控訴は棄却された。

²² 我妻榮ほか『我妻・有泉コンメンタール民法 第 8 版 総則・物権・債権』1612 頁（2022 年、日本評論社）

²³ ビデオメイツ事件最高裁判決では、被上告人の行為が幫助であるとは明言されていないが、同判決の調査官解説において、「幫助による責任を否定するのは相当でないと解したものとされている（最高裁判所判例解説民事篇〔平成 13 年度〕196 頁）。

サービス自体が著作権侵害を引き起こす蓋然性が高いサービスであるとはいえないものの、少なくとも被告が本件通知を受領してから相当期間が経過した後は、上記の (i) から (iii) に類する事情があったと評価することもできよう。なお、本判決では、「本件運営者は、オリジンサーバの IP アドレスが明らかにならないというリバースプロキシが一般に備える匿名性に加え、本件利用契約に関する法的な開示手続きがされたとしても権利行使を受けるおそれがないという強度な匿名性が確保された状況下で、上記のような効率的な配信をすることができた」として、被告サービスが利用契約時に本人確認手続を行うことを不要としていたことにより、本件ウェブサイトが権利者からの権利行使を受けにくい状況を作出していたという点が指摘されている。そのため、海賊版サイトに CDN サービスを提供する行為全般が当該海賊版サイトにおける権利侵害行為の幫助行為に当たると判断したとまでは評価しがたく、利用契約時の本人確認手続等によって、被告サービスと同等の匿名性が確保されているとはいえない場合には、本判決と同様の判断が示されるとは限らないと考えられる。

また、上記③については、当職らが調査した限り、著作権法 47 条の 4 第 1 項の適用に関して判断した裁判例は不見当であり、この点にも実務上の意義がある。特に、「念のため」の判断ではあるものの、本判決のうち著作権法 47 条の 4 第 1 項ただし書きの「著作権者の利益を不当に害することとなる場合」に該当すると判断した部分は、著作権法 47 条の 4 第 1 項のみならず、同じ文言による要件が規定された権利制限規定の解釈にも一定程度参考になるとと思われる。

なお、被告は本件につき控訴する意向を示しており²⁴、今後の展開を注視する必要がある。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜にかなったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。

また、バックナンバーは [こちら](#) に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ 広報課 newsletter@nishimura.com

²⁴ [弁護士ドットコムニュース「米クラウドフレアが控訴へ 海賊版サイトめぐり 5 億円の賠償命令・東京地裁」\(2025 年 11 月 20 日\)](#)